

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）（Ⅲ期）請負契約の変更を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成28年6月6日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第7号

専 決 処 分 書

亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）（Ⅲ期）請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年5月25日

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

## 工事請負契約の変更について

平成27年10月2日三煌・石村特定建設工事共同企業体との間に締結した亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）（Ⅲ期）請負契約を下記のとおり変更する。

平成28年5月25日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

変更に伴う請負代金増加額 金7,173,360円

亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）  
（Ⅲ期）請負契約の変更について

平成27年10月2日三煌・石村特定建設工事共同企業体との間に締結した亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）（Ⅲ期）請負契約について、次のとおり契約内容を変更したこと。

契約金額	変更前	金 4 3 9 , 3 4 4 , 0 0 0 円
	変更後	金 4 4 6 , 5 1 7 , 3 6 0 円